

# はちぶせの里指定介護老人福祉施設運営規程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人関寿会が設置運営するはちぶせの里小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の運営及び入居について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第 2 条 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、以前の居宅における生活と入居中での生活が連続したものとなるように配慮しながら、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けている共同生活室により一体的に構成された場所（以下「ユニット」という。）において入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (入居定員、ユニット数及びユニットごとの入居定員)

第 3 条 施設の入居定員は 70 名とする。

2 ユニット数は 7 とし、ユニットごとの入居定員は 10 名とする。

## 第 2 章 職員及び職務分掌

### (職員の区分及び定数)

第 4 条 施設に次の職員を置く。

- (1) 施設長（管理者） 1 名 (2) 事務長 1 名 (3) 事務員 2 名
- (4) 主任生活相談員 1 名 (5) 生活相談員 1 名 (6) 介護職員 37 名以上
- (7) 看護職員 4 名 (8) 機能訓練指導員 1 名
- (9) 介護支援専門員 2 名 (10) 医 師（嘱託医） 1 名
- (11) 管理栄養士 1 名

2 前項に定める職員のほか、必要に応じて定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

3 介護職員、看護職員については、主任及び副主任を置くことができる。

## (職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長 施設の管理、運営並びに業務、事務を総括する。
  - (2) 事務長 施設長の事務を補佐し、施設長に事故があるときは、その職務を代行する。
  - (3) 事務員 施設の庶務及び会計事務に従事する。
  - (4) 主任生活相談員 入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事するとともに、介護業務・事務を統括する。
  - (5) 生活相談員 入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に関することに従事するとともに、介護業務に従事する。
  - (6) 介護職員 入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
  - (7) 看護職員 医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
  - (8) 機能訓練指導員  
入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び介護業務に従事する。
  - (9) 介護支援専門員 要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを入居できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入居者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。
  - (10) 医 師 (嘱託医) 入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
  - (11) 管理栄養士 食事の管理、入居者の栄養援助に従事する。
- 2 職員毎の事務分掌及び日常生活業務の分担については、施設長が別に定める。

## (会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 運営委員会
  - (2) 研修委員会
  - (3) 処遇会議
  - (4) 処遇検討委員会
  - (5) 広報委員会
- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

## 第3章 入居者に対する指定介護福祉施設 サービスの内容及び入居料

### (入居料等の受領)

第7条 法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から入居料の一部として、該当指定介護福祉施設サービスについて厚生労働

大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける入居料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように入居料の額を設定する。

3 前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを入居者から受けることができる。

(1) 食費

(2) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(3) 居住費（ユニット型個室の提供を行うことに伴い必要となる費用。）（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により、算定した額を控除した額とする。）

(4) 指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者の負担が適当と認められる費用。

4 施設は、前各号の掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、該当サービス内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

#### （施設のサービス内容、入居料及びその他の費用の額）

第8条 施設のサービスの内容、入居料及びその他の費用の額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の入居料とする。

## 第4章 運営に関する事項

### （入退所）

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

3 申込者が入院治療を必要とする場合、またその他申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、病院又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 入居申込者の入所に際しては、入居者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討する。
- 6 前項の検討にあたっては、主任生活相談員、生活相談員、介護支援専門員、介護職員、看護職員等の職員間で協議する。
- 7 入居者の心身の状況及び置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### **(施設の入居にあたっての留意事項)**

第 10 条 入居者が施設のサービスを受ける際には、入居者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

#### **(内容及び手続きの説明及び同意)**

第 11 条 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

#### **(受給資格等の確認)**

第 12 条 指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

#### **(要介護認定の申請に係る援助)**

第 13 条 要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

#### (入退所の記録の記載)

第 14 条 入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第 15 条 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

#### (施設サービスの計画の作成)

第 16 条 施設サービス計画の作成に関する業務は、介護支援専門員があたる。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握した解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者に対して説明し、同意を得る。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことによる、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第 2 項及び第 3 項の規定を準用して施設サービスの計画の変更を行う。

#### (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 17 条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、

入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。

- 5 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

#### (基本理念)

第 18 条 施設は、別に定める基本理念の実践のもと、特に「人を大切にする介護」に資する為、人権の尊重に努め、安心して暮らせるユニットづくりを目指す。

#### (生活援助)

第 19 条 施設職員は、入居者との対話、相談等の場を積極的に作るとともに、生涯学習や諸行事への参加を通じて、常に相手の立場に立って個別希望の実現につながる生活援助に努める。

#### (介 護)

第 20 条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、医療・福祉のサービス方針の決定にあたり、利用者利益とのバランスを考えながら、入居者の意思（自己決定）を最大限尊重する。
- 3 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- 4 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活が営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。  
ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることがある。
- 5 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
- 6 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、

そのおむつを適切に取り替える。

- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- 8 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

#### **(食事の提供)**

- 第 21 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
  - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
  - 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

#### **(相談・援助)**

- 第 22 条 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### **(社会生活上の便宜提供等)**

- 第 23 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動の支援に努める。
- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又は、その家族において行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て代わって行う。
  - 3 常に入居者の家族と連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会を確保するように努める。
  - 4 入居者の外出の機会を確保するように努める。

#### **(機能訓練)**

- 第 24 条 入居者に対し、ケアプラン（介護計画）に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

#### (健康管理)

第 25 条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に留意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 医師は、毎週定期的に入居者の診療及び保健衛生の指導にあたる。
- 3 緊急の場合は、前項にかかわらず診療にあたる。
- 4 入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

#### (入居者の入院期間中の取扱い)

第 26 条 病院等に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設が入居できるように努める。

#### (入居者に関する保険者への通知)

第 27 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの入居に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (勤務体制の確保等)

第 28 条 入居者の適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 4 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

## 第 5 章 緊急時における対応方法

#### (緊急時等の対応)

第 29 条 現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

#### (事故発生時の対応)

第 30 条 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合

は、

速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## **第 6 章 非常災害対策**

### **(非常災害対策)**

第 31 条 非常災害に備えて避難、救出、その他必要な訓練を、夜間想定を含め年 2 回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

### **(業務継続計画の策定等)**

第 32 条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、施設職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

## **第 7 章 その他運営に関する事項**

### **(定員の厳守)**

第 33 条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて運営を行わない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

### **(衛生管理等)**

第 34 条 入居者の使用する食器その他の設備等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生したり、又は蔓延させないように必要な措置を行う。

### **(感染症予防、まん延防止の対策)**

第 35 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次項の措置を講じる。

- 2 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね 3 月に一回以上開催するとともに、その内容、結果を施設職員へ周知する。

- 3 事業者は、施設職員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (重要事項の揭示)

第 36 条 見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、入居料その他のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

#### (守秘義務等)

第 37 条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

#### (虐待の防止)

第 38 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次項に掲げる措置を行なう。

- 2 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
- 3 前項の内容を、職員へ周知する。
- 4 事業所における虐待の防止のための指針を定期的に見直す。
- 5 事業所内において、職員に対する虐待防止のための研修を定期的開催する。
- 6 前項に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 39 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介する代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

#### (苦情処理)

第 40 条 提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入居者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調

査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

**(地域等との連携)**

第 41 条 運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

## **第 8 章 会計の区分及び記録の整備**

**(会計の区分)**

第 42 条 指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

**(記録の整備)**

第 43 条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

## **第 9 章 雑 則**

**(法令との関係)**

第 44 条 この規程の定めにおいては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令の定めるところを遵守する。

**(補 則)**

第 45 条 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は社会福祉法人関寿会が別に定める。

## **附 則**

- 1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。